



自然環境の 保全・整備

国立公園・保全整備課

1 自然環境保全地域の管理

人の手がほとんど加わっていないすぐれた自然環境を維持している地域を、「自然環境保全法」に基づき、原生自然環境保全地域または自然環境保全地域に指定しています。九州管内では、屋久島原生自然環境保全地域（鹿児島県）、白髪岳自然環境保全地域（熊本県）、稲尾岳自然環境保全地域（鹿児島県）を指定し、自然環境の適正な保全に努めています。

2 国立公園の管理

「日本の自然風景の代表」と言えるすぐれた地域を「自然公園法」に基づき国立公園に指定しており、九州地方には、瀬戸内海国立公園（福岡県及び大分県地域）、西海国立公園、雲仙天草国立公園、阿蘇くじゅう国立公園、霧島屋久国立公園が指定されています。

国立公園内では、風致、景観に影響を与える恐れのある一定の行為（建物や看板の設置、樹木の伐採、動植物の採取など）を規制するとともに、風景を楽しんだり、野外レクリエーションを行うために必要な施設（歩道、トイレ、キャンプ場、展望台など）を整備しています。



阿蘇くじゅう国立公園（くじゅう・タテ原）



西海国立公園（佐世保・九十九島）

3 世界自然遺産地域の管理

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）に基づき、平成5年、屋久島が世界自然遺産に登録されました。亜熱帯から亜高山帯に及びる植生の垂直分布がみられるとともに、樹齢数千年のヤクスギをはじめ、多くの固有種や絶滅のおそれのある動植物を含む特異な生態系とすぐれた自然景観を有している地域であり、適正な保護を図っています。



小花之江河（屋久島）



縄文杉（屋久島）

4 自然再生事業の推進

平成15年に自然再生推進法が施行され、良好な自然環境を取り戻すための取組が全国で活発化しています。九州管内では阿蘇地域で、「阿蘇の自然と人々のいとなみに育まれた貴重な草原環境を子供たちの世代に引き継ぐ」ことを目標とした草原環境の保全・再生に向けた取組を開始し、平成17年12月には自然再生推進法に基づく阿蘇草原再生協議会が設立され、地元住民、NPO、行政など地域の様々な主体と協力して自然再生事業を推進しています。

このほか、櫻原湿原（佐賀県）でも自然再生協議会が設立され取組が行われています。



草原の野焼き作業

5 自然とのふれあいの推進

利用者に自然に親しみ環境保全への理解を深めてもらうため、各国立公園には自然や歴史等を解説した展示や情報提供等を行うビジターセンターが整備されています。ビジターセンターを拠点として、専門知識を持つ解説員を配置したり、パークボランティアや自然公園指導員と連携しながら多彩なふれあい行事のプログラムを実施しています。また、小中学生を対象とした「子どもパークレンジャー事業」なども実施しています。さらに、エコツーリズムの普及・定着のための取組を行っています。



雲仙お山の情報館



子どもパークレンジャー活動